

よくある質問

	質問	回答
1	特定福祉用具購入費の支給は何度でも受けられますか？	支給限度額の範囲内において、何度でも受けることができます。
2	限度額残高がわかりません。	海老名市役所介護保険課介護保険係までお問い合わせください。
3	現在病院、または施設に入所していますが、購入は可能でしょうか？	特定福祉用具購入は在宅での生活を前提としているため、医療機関に入院中に購入した福祉用具は支給対象になりません。 また、介護保険施設に入所中の場合も、福祉用具が整備されていることが前提のため、支給対象となりません。 退院、退所に向けて福祉用具を購入するときは支給対象となる場合がありますのでケアマネージャー等に相談してください。（申請は退院、退所後をお願いいたします。）
4	福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなりました。	被保険者本人が亡くなる前に購入した福祉用具に関しては支給対象となります。この場合、提出する領収書は亡くなるより前の日付である必要があります。
5	同一種目を複数購入することは可能でしょうか？	用途及び目的が異なる同一の種目の再購入は可能です。 また、スロープなどの種目の性質等から複数個の利用が想定される場合や、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合は福祉用具の複数個購入が認められます。

令和8年8月6日 現在